

中間報告書

美作東備森林組合 御中

平成29年10月19日

美作東備森林組合不正事案再発防止対策等外部検証委員会

委員長

吉沢 徹



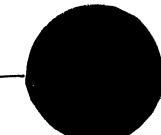
委 員

小橋 仙敬



委 員

山本 多美子



当委員会は、美作東備森林組合において発生した不正事案につき、適切な不正事案再発防止対策等が採られているか否かを検証するものであるところ、これまでの調査結果及びそれを踏まえた同組合の不正事案再発防止対策に対する現時点での評価を以下報告する。

記

第1 当委員会の概要

1 当委員会の構成等

当委員会は、美作東備森林組合が設置し、当職ら3名は、同組合から当委員会委員就任の委嘱を受け、委員に就任した。なお、委員の互選により、委員長には吉沢徹が就任した。

当職ら委員の略歴は次のとおりである。

吉沢 徹：弁護士（岡山弁護士会所属。のぞみ法律事務所）

小橋 仙敬：公認会計士（小橋公認会計士総合事務所）、税理士

山本多美子：弁護士（岡山弁護士会所属。みどり法律事務所）、税理士

2 当委員会の目的

当職らが同組合から受けた委任内容は、森林整備地域活動支援交付金制度に関し、同組合が不正手段を用いて補助金を不正に受給していた事案（以下「交付金事業不正事案」という。）が発生したことから、同組合に対し、再発防止対策等の意見・提言を行うことである。

なお、同不正事案の調査を行う過程で吸收源対策緊急間伐事業においても同組合が不正を行っていた事実（以下「CO2事業不正事案」という。）を認めたことから、当委員会は、同不正事案の内容をも踏まえ、同組合において有効な不正事案再発防止対策が採られているか否かを検証することとした。

第2 各不正事案の調査状況及び当委員会が認定した事実

1 当委員会が行った調査方法・状況

当委員会は、関係者からの詳細な事情聴取を行うなどの調査は予定していないので、主に、組合からの報告を受けることや、組合から提出を受けた資料の確認を行うことなどの方法にて調査を行い、補充的に関係者からの事情聴取を行った。

2 当委員会が認定した事実

上記調査により得られた情報を基にして、当委員会が現時点において認定している不正事実は次のとおりである。

(1) 交付金事業不正事案について

ア 不正事実の概要

同事業における「森林整備地域活動支援交付金制度」は、森林の有する多面的機能が十分に發揮されるよう適切な森林整備を推進するとともに、

より効率的な林業生産活動を実現すべく、小規模で分散している森林の集約化を行う者に対し、必要な森林所有者や境界の確認、各種調査や間伐実施の森林所有者の同意取り付けなどにかかる経費について国、県及び市町から交付金が支給されるものであるところ、美作東備森林組合は、森林所有者から受託して同集約化の事業を行うに当たり、各森林所有者との間で「森林経営委託契約」を締結する必要があるが、平成25年度から同28年度の間、数百件にわたり、当時の■の主導の下、職員数名は、森林所有者に無断で、同契約書用紙の委託者欄に森林所有者の氏名及び住所を記名するとともに、その氏名横に同姓名が刻印された印鑑を押捺して偽造した上、関係市町に対し、同偽造した同委託契約書を提出行使し、さらに、同26年度及び同27年度において、森林整備地域活動支援交付金の交付申請を行い、同交付金を不正に受給したものである。

イ 原因

上記不正に関与した者の動機は、交付金申請手続の期限が迫っていたため、補助金の確保を優先し事務手続を省力化しようとしたことにあるが、特に、当時の■による部下職員に対する指示の存在が本件不正事案の発生に大きく影響しているものと認められる。

また、このような不正行為の過程で、不正に気付きながらそれを是正しようとした者も見られなかった。

結局のところ、当時の■をはじめ、本件に関与した他の職員の規範意識が著しく欠如していたことが本件発生の最大の原因といえる。

(2) CO₂事業不正事案について

ア 不正事実の概要

著しく機能が低下した森林において、公益的機能の早期復旧を図るとともに、地球温暖化の防止に貢献するため、森林組合が森林所有者の同意を得て間伐を行い、それに対し、県民税を財源として補助金が交付されるものであるところ、美作東備森林組合は、岡山県から同補助金の交付を受けるためには、各森林所有者からの施業同意を得る必要がある。また、間伐事業実施後10年間は皆伐を行わない等を約する確約書を受領した上で、これら確約書等を用いて補助金交付を受けることになっていたが、平成25年度の交付において、数十件にわたり、当時の■は、森林所有者に無断で、同確約書用紙の住所・氏名欄に森林所有者の氏名及び住所を記名するとともに、その氏名横に同姓名が刻印された印鑑を押捺して偽造し、同偽造した同確約書を用いて岡山県に提出行使して同事業補助金の交付を受けたものである。

イ 原因

上記不正を行った者の動機は、補助金交付手続の期限が迫っていたことで事務手続を省力化しようとしたことにあり、前述同様、職員の規範意識が著

しく欠如していたことが本件発生の最大の原因といえる。

第3 関係役職員の責任について

1 不正に関与した職員の責任

(1) 刑事上の責任

いずれの不正事案においても、森林所有者に無断で契約書等の当事者として氏名を記載するとともに押印をし、さらに同書面を提出行使したものであり、これらの行為は有印私文書偽造・同行使罪（刑法第159条第1項、第161条第1項）に該当し、さらに交付金事業不正事案においては交付金を不正に受給した点において、補助金等に係る予算の適正化に関する法律第29条第1項違反又は詐欺（刑法第246条第1項）に該当すると思料される。

(2) 民事上の責任

交付金を不正受給したことにより、国、県及び市町に不正受給分の交付金を返還するのみならず、加算金をも支払うことになった場合は、本件不正に関与した者は、関与者が共同して不法行為を行ったことにより加算金相当分の損害を組合に与えたものとして、組合に対し、損害賠償責任（民法第719条、第709条等）を負う可能性もある。

(3) 職務上の責任

前記(1)(2)に鑑みると、不正に関与した職員の法的責任は決して軽いものではないことからすると、同職員らに対し、相当の職務上の処分がなされるべきである。

この点、組合は、本件各事案に関与した職員に対し、処分前に退職した者を除き、相当の懲戒処分を行った。なお、処分前に退職した者の中には、本件に深く関与した者がいたものの、同人に対しては、懲戒解雇相当と判断し退職金を不支給とする決定をしている。

このような状況からすると、組合内における職務上の処分については、組合は、概ね適切な対応を行っていると評価できる。

2 役員の責任

組合の当時役員が本件各不正事案に直接関与した事実は認められず、本件各不正事案に関し、当時の役員が何らかの法的責任を負うか否かはなお検討をするものの、組合の業務執行を決し、職員を監督する立場にある者として、道義的意味での非難は免れないであろう。

この点、当時の役員は全員が辞任しており、相当の責任を取ったものと評価できる。

第4 再発防止策について

1 組合が取り入れた再発防止策の内容

組合は、当委員会の意見を踏まえ、次のような再発防止策を取り入れることとした。

① 不祥事防止マニュアルの作成

下記は、同マニュアルの内容の一部である。

- ア 契約書等の相手方氏名の記載は、全て自署とすること。
- イ 契約後、契約相手方に対し、契約した事実の確認をすること。
- ウ 相手方との契約書の取り交わしは、記録の残る郵便を使うこと。
- エ 契約書類等のチェックは、2名以上の職員で行うこと。
- オ 内部通報システムの整備
- カ 組合職員間、及び、組合職員と組合員間との意思疎通が十分に図ることができる環境を整えること。

② 組合におけるコンプライアンスに関する研修の実施

2 上記再発防止策の評価

当委員会は、組合が取り入れた上記再発防止策は、いずれも不正の再発防止に資するものと評価する。

すなわち、上記②の研修により、組合職員らの規範意識の醸成がなされることが期待でき、また、上記①の不祥事防止マニュアルの実行により、不正が行われにくい環境が作られ、仮に不正が行われたとしても事後的にそれが発覚しやすい状況が作られたと思料する。

今後も不正に関与した職員が本件の重大性及び責任を十分認識して反省すべきことは当然であり、それにとどまらず組合全体として、再び不正事案が発生することのないよう、コンプライアンス研修を継続して実施するなどして各職員の意識改革に取り組み、その他不正再発防止策も積極的に取り入れることを期待する。また、組合員の中には、組合が本件各不正を行ったことを十分理解していない者もいることが窺われるため、組合員からの信頼を回復させるためにも、組合に対しては、組合員に対し、本件各不正に至った原因、事実関係、再発防止策などを十分説明することを期待する。

第5 今後の検証について

当委員会は、今後、組合が、実際に前記再発防止策を実行し、その防止策が不正の再発防止の実現に機能しているのかどうか、さらなる再発防止策を検討する必要があるかなどにつき、引き続き検討する必要があると考える。

そこで、当委員会は、今後、数か月に1回のペースで当委員会を開催し、組合より必要な事項の聴取や資料の提出を求めるなどして、上記事項について検証を行う予定である。

なお、当委員会は、平成31年5月頃まで検証を行う予定である。

以上